

	办理事项
	四、市场体系建设司对外行政事项
7	设立典当行及分支机构许可办理事项
8	内资直销企业设立审批办理事项
	五、商业改革发展司对外行政事项
9	成品油仓储经营许可办理事项
10	成品油批发经营许可办理事项
11	原油仓储经营许可办理事项
12	原油销售经营许可办理事项
	六、外国投资管理司对外行政事项
13	金融资产公司吸收外资参与资产重组与处置后企业设立审批办理事项
14	汽车品牌销售许可办理事项
15	外商设立成品油、原油经营企业审批许可办理事项
16	外商独资船务公司设立许可/分公司设立许可办理事项
17	外商控股、外商独资旅行社设立办理事项
18	外商投资城市规划服务企业设立许可办理事项
19	外商投资创业投资企业设立许可办理事项
20	外商投资道路旅客运输企业设立或变更许可办理事项
21	外商投资电信企业设立审批办理事项
22	外商投资光盘复制与生产企业审批办理事项
23	外商投资广告企业设立及变更办理事项
24	外商投资国际海运企业设立许可办理事项
25	外商投资进出口商品检验鉴定机构设立审批办理事项
26	外商投资从事非油气矿产资源风险勘探许可办理事项
27	外商投资陆上、海洋石油资源勘探、开发审批办理事项
28	外商投资民用航空业合同、章程审批办理事项
29	外商投资拍卖企业设立许可办理事项
30	外商投资从事特许经营审批办理事项
31	外商投资融资租赁公司设立许可办理事项
32	外商投资商业领域审批办理事项
33	外商投资设立国际运输代理企业设立许可办理事项
34	外商投资铁路货物运输企业设立许可办理事项
35	外商投资图书、报纸、期刊分销企业设立办理事项
36	外商投资物流类企业审批办理事项
37	外资兴建殡葬服务设施审批办理事项
38	外资直销企业设立审批办理事项
39	中外合资、合作医疗机构设立及变更审批办理事项
40	中外合资人才中介机构设立审批办理事项
41	中外合作会计师事务所设立审批办理事项
42	中外合作音像制品分销企业设立审批办理事项

	登記手續
	四、市場體系建設司的對外行政事項
7	質屋及び分支機構の許可手続
8	内資直接販売企業設立審査・認可手続
	五、商業改革發展司の對外行政事項
9	精製油貯蔵倉庫經營許可手続
10	精製油卸売經營許可手続
11	原油貯蔵倉庫經營許可手続
12	原油販売經營許可手続
	六、外國投資管理司の對外行政事項
13	金融資産管理会社が外資を吸収して行なう資産の再編と処置後の企業の設立審査・認可手続
14	自動車ブランド販売許可手続
15	外商が精製油、原油經營企業を設立する審査・認定と許可手続
16	外商独资船務公司の設立許可/支店設立の許可手続
17	外商持株支配、外商独资旅行社の設立手続
18	外商投資都市計画サービス企業の設立許可手続
19	外商投資創業投資企業設立許可手続事項
20	外商投資道路旅客運送企業の設立または変更許可手続
21	外商投資電信企業設立審査・認可手続
22	外商投資 CD-ROM 複製と生産企業の審査・認可手続
23	外商投資広告企業の設立および変更手続
24	外商投資國際海運企業の設立許可手続
25	外商投資輸出入商品検査鑑定機構設立申請・認定手続
26	外商投資非油気鉱産資源リスク探査許可手続
27	外商投資陸上、海洋石油資源探査、開発審査・認定手続
28	外商投資民用航空業契約、定款審査・認可手続
29	外商投資競売企業設立許可手続
30	外商投資による特許經營審査・認可手続
31	外商投資融資リース企業の設立許可手続
32	外商投資商業領域審査・認可手続
33	外商投資による國際運送代理企業設立許可手続
34	外商投資鐵路貨物郵送企業設立許可手続
35	外商投資による図書、新聞、定期刊行物の流通販売企業の設立手続
36	外商投資の物流企業審査・認可手続
37	外資による葬儀サービス施設の建設の審査・認可手続
38	外資による直接販売企業設立審査・認可手続
39	中外合資、合作医療機構の設立および変更の審査・認可手続
40	中外合資人材仲介機構の設立審査・認可手続
41	中外合作會計士事務所の設立審査・認可手続
42	中外合作音響製品流通販売企業の設立審査・認可手続

43	外商投资企业加工贸易项下进口商品返销展期、内销许可办理事项
44	外商投资企业易制毒化学品进出口许可办理事项
45	国家鼓励的内外资项目认定书、自有资金进口减免税证明等相关许可办理事项
46	外国投资者并购境内企业许可办理事项
47	外商投资者对上市公司战略投资许可办理事项
48	外商投资股份有限公司股权分置改革涉及的股权变更许可办理事项
49	外商投资股份有限公司设立及变更办理事项
50	外商投资性公司设立及变更许可办理事项
51	限额以上及涉及专项规定行业外商投资企业设立及变更许可办理事项
七、对外援助司对外行政事项	
52	援外项目实施企业资格认定办理事项
八、对外经济合作司对外行政事项	
53	对外承包工程经营资格许可办理事项
54	对外承包工程投标（议标）许可办理事项
55	对外劳务合作经营资格许可办理事项
56	境外投资开办企业核准办理事项

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/d/200707/20070704882010.html>

43	外商投资企业加工貿易の下での輸入商品の売り戻し延期、国内販売許可手続
44	外商投资企业容易に麻薬及び向精神薬に転換され得る化学品輸出入許可手続
45	国家が奨励する内外資プロジェクト確認書、自己資金輸入税金減免証明書などの関連する許可手続
46	外国投資者による国内企業の買収・合併許可手続
47	外商投資者の上場会社に対する戦略的投資許可手続事項
48	外商投資企業股份有限公司の株式分置改革に係る株式変更許可手続
49	外商投資股份有限公司の設立および変更手続
50	外商投資性公司の設立および変更許可手続
51	限度額以上および個別項目規定に係る業界の外商投資企業の設立および変更許可手続
七、對外援助司の對外行政事項	
52	對外援助プロジェクト実施企業の資格認定手続
八、對外經濟合作司の對外行政事項	
53	對外請負工事經營資格許可手続
54	對外請負工事入札応募（入札評価）許可手続
55	對外勞務合作經營資格許可手続
56	企業設立するための海外投資許可手続

【法文全文】下記の URL をクリックしてください。

<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/d/200707/20070704882010.html>

● **同业拆借管理办法**

【发布单位】中国人民银行

【发布文号】中国人民银行令（2007）第 3 号

【发布日期】2007-07-03

【实施日期】2007-08-06

【提 示】该办法适用于在中国境内依法设立的金融机构之间进行的人民币同业拆借交易（不包括外汇同业拆借）。

【法令全文】请点击以下网址查看：

http://www.gov.cn/ziliao/flfg/2007-07/09/content_677802.htm

● **同業拆借管理弁法**

【発布機関】中国人民銀行

【発布番号】中国人民銀行令〔2007〕第 3 号

【発布日】2007-07-03

【施行日】2007-08-06

【コメント】本弁法は、中国本土で設立された金融機関の間で行われる人民元の短期貸借取引に適用される（外貨の短期貸借取引は含まない）。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://www.gov.cn/ziliao/flfg/2007-07/09/content_677802.htm

● **关于办理受贿刑事案件适用法律若干问题的意见**

【发布单位】最高人民法院、最高人民检察院

【发布文号】法发（2007）22 号

【发布日期】2007-07-08

【提 示】该意见就以交易形式收受贿赂、收受干股、以开办公司等合作投资名义收受贿赂、以委托请托人投资证券/期货或者其他委托理财的名义收受贿赂、以赌博形式收受贿赂、特定关系人“挂名”领取薪酬、由特定关系人收受贿赂、收受贿赂物品未办理权属

● **収賄刑事事件に適用する法律についての若干問題に関する意見**

【発布機関】最高人民法院、最高人民検察院

【発布番号】法発〔2007〕22 号

【発布日】2007-07-08

【コメント】当該意見は、取引に見せかけて行なわれる収賄、出資なしに株の收受、会社の設立などの共同投資名目にて行なわれる収賄、贈賄人に証券/先物への投資を委託する、またはその他の財務管理の委託を名目とした収賄、賭博の形をとった収賄、特定関係人が（実際に勤務をせずに）社

变更、收受财物后退还或者上交、在职时为请托人谋利/离职后收受财物等问题，出具了具体适用法律若干问题的司法解释。

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://www.court.gov.cn/lawdata/explain/criminal/200707090002.htm>

● 关于调低部分商品出口退税率的补充通知

【发布单位】财政部、国家税务总局

【发布文号】财税〔2007〕97号

【发布日期】2007-07-10

【提 示】该通知对《财政部、国家税务总局关于调低部分商品出口退税率的通知》（财税〔2007〕90号）进行了补充规定：

- 明确了个别商品的出口退税率、以及长期对外承包工程合同项下的出口设备和建材的执行范围问题；
- 外国驻华使（领）馆及其外交代表购买中国产物品和劳务、外商投资企业采购符合退税条件的国产设备以及利用外国政府和国际金融组织贷款采用国际招标方式国内企业中标的机电产品或外国企业中标再分包给国内企业供应的机电产品，仍按原退税率执行。

【法令全文】请点击以下网址查看：

http://www.gov.cn/banshi/2007-07/12/content_681610.htm

● 药品注册管理办法

【发布单位】国家食品药品监督管理局

【发布文号】国家食品药品监督管理局令第28号

【发布日期】2007-07-10

【实施日期】2007-10-01

【提 示】该办法适用于在中国境内申请药物临床试验、药品生产和药品进口，以及进行药品审批、注册检验和监督管理。

【法令全文】请点击以下网址查看：

http://www.gov.cn/ziliao/flfg/2007-07/11/content_680384.htm

員を名乗って給与を取ること、特定関係人による収賄、収賄の対象となった物品の権利の所属変更がされていないもの、財物を收受したのち返還または上納すること、在職中に贈賄者のために利益を図り離職後財物を收受するなどの問題につき、具体的な法律の適用に間する若干の問題につき司法解释を行なった。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

<http://www.court.gov.cn/lawdata/explain/criminal/200707090002.htm>

● 一部の商品の輸出還付税の引き下げに関する補充通知

【発布機関】財務部、国家税務総局

【発布番号】财税〔2007〕97号

【発布日】2007-07-10

【コメント】この通知は、「一部の輸出還付税率の引き下げに関する財務部、国家税務総局の通知」（财税〔2007〕90号）に対し補足的な規定を行なっている。

- いくつかの商品の輸出還付税率、および長期にわたる対外請負工程契約の下で行なわれる、輸入設備や建材の輸出の執行範囲の問題につき明確にした。
- 外国の在中国大使（領事）館および外交代表が中国産の物品と労務を購入する、外商投資企業が還付税条件に符合する国産設備を購入する、および外国政府と国際金融組織貸付を利用して国際入札方式を採用し国内企業中が落札した機電製品または外国企業が落札し国内企業に分けられた機電製品については、引続きこれまでの税還付措置を行う。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://www.gov.cn/banshi/2007-07/12/content_681610.htm

● 薬品登録管理弁法

【発布機関】国家食品薬品监督管理局

【発布番号】国家食品薬品监督管理局令第28号

【発布日】2007-07-10

【施行日】2007-10-01

【コメント】この弁法は中国国内にて行う薬物の臨床実験、薬品生産と薬品の輸入、および薬品の審査・認可、登録検査と監督管理につき適用される。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://www.gov.cn/ziliao/flfg/2007-07/11/content_680384.htm

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

二、相关新信息

- 中国将对高耗水行业新建项目实施更严格准入标准

日前，国家发展和改革委员会资源节约与环境保护司有关负责人称，“十一五”期间，中国将对高耗水行业新建项目提出更为严格的产业准入标准，并将推进水价制度的改革。

今后（尤其在缺水地区），中国将严格限制新上高耗水项目，把取水定额国家标准作为项目核准和备案的强制性门槛。同时，中国将逐步建立和实施工业项目用水、节水评估和审核制度，对不符合节水要求的工业项目和企业，有关部门不予批准立项和建设。

此外，该负责人透露，中国“十一五”期间将合理确定和逐步提高水资源费征收标准，扩大征收范围，加大水资源费征管力度；加快推进阶梯式水价、超计划定额用水加价等水价制度；加大实行差别水价力度，对国家产业政策中限制类、淘汰类的高耗水行业实行惩罚性水价，促进产业结构调整。

（摘自 2007 年 07 月 06 日新华网）

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、関連する新情報

- 中国は水資源の消耗度の高い業界の新規プロジェクトに対し一層厳格な参入基準を実施する。

先ごろ、国家発展開発委員会資源節約と環境保護司の担当者は「十一五（第十一期五年計画）」の期間中、中国は水資源の消耗度の高い業界の新規プロジェクトに対し一層厳格な参入標準を提出し、あわせて水価格制度の改革を推進する。

今後（特に水不足地区において）、中国は水資源の消耗度の高いプロジェクトの新規参入を厳格に制限し、水使用量国家基準をプロジェクトの認定と登録の強制性のハードルとしている。同時に、中国は鉱業プロジェクトの用水、節水評価審査制度を徐々に確立・実行し、節水要求に符合しない工業プロジェクトと企業に対しては、関連する部門はプロジェクトの立案と建設に認可を与えない。

このほか、担当者が明らかにしたところでは、中国は「十一五」期間中、水資源費の徴収基準を合理的に確定し徐々に引き上げ、徴収の範囲も拡大し、水資源費の徴収管理を強化する、段階的水価格、使用計画量を超える用水には価格を高くするなどの水価格制度の推進を加速する。国家産業政策中制限類、淘汰類の水資源消耗度の高い業界に対して懲罰性的水価格を実行し、産業構成の調整を促進する。

（2007 年 7 月 6 日付けの新華ネットより）

● 《中华人民共和国劳动合同法》宣传提纲

2007年06月29日,劳动和社会保障部发布了《〈中华人民共和国劳动合同法〉宣传提纲》(劳社部发〔2007〕25号),对《劳动合同法》进行了解读。主要包括以下内容:

项目	具体内容
劳动关系的建立	<p>《劳动合同法》调整了《劳动法》的有关规定,要求:</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 用人单位自用工之日起即与劳动者建立劳动关系; ■ 建立劳动关系,应当订立书面劳动合同; ■ 用人单位与劳动者在用工前订立劳动合同的,劳动关系自用工之日起建立。 <p>为督促用人单位与劳动者订立书面劳动合同,《劳动合同法》增加以下规定:</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 已建立劳动关系,未同时订立书面劳动合同的,应在自用工之日起一个月内订立书面劳动合同; ■ 用人单位未在自用工之日起一个月内订立书面劳动合同,但在自用工之日起一年内订立了书面劳动合同的,应当在此期间向劳动者每月支付二倍的工资; ■ 用人单位自用工之日起满一年仍然未与劳动者订立书面劳动合同的,应在不足一年的违法期间向劳动者每月支付二倍的工资,并视为用人单位与劳动者已订立无固定期限劳动合同。
劳动合同的必备条款	<p>《劳动合同法》调整了《劳动法》的有关规定,要求劳动合同应当具备以下条款:</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 用人单位的名称、住所和法定代表人或者主要负责人; ■ 劳动者的姓名、住址和居民身份证或者其他有效身份证件号码; ■ 劳动合同期限; ■ 工作内容和工作地点; ■ 工作时间和休息休假; ■ 劳动报酬、社会保险; ■ 劳动保护、劳动条件和职业危害防护; ■ 法律、法规规定应当纳入劳动合同的其他事项。

● 「中華人民共和國勞動契約法」宣布要綱

2007年6月29日,労働社会保障部は「『中華人民共和國労働契約法』宣布要綱」(劳社部发〔2007〕25号)を発表し、「労働契約法」につき解説を行なった。主に次の内容を含む。

項目	具体的内容
労働関係の確立	<p>「労働契約法」は「労働法」の関連規定につき調整を行ない、下記のことを要求している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 雇用主は雇用を開始した日より即労働者と労働関係を確立する。 ■ 労働関係を確立するときは、書面による労働契約を締結しなければならない。 ■ 雇用主が労働者と雇用の開始に先立って労働契約を締結しているときは、労働関係は雇用を開始する日より確立される。 <p>雇用主に対し、労働者と書面による労働契約を締結することを督促するため、「労働契約法」は下記の規定を追加した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 労働関係を既に確立しているが、同時に書面による労働契約を締結していないときは、雇用を開始した日より一ヶ月以内に書面による労働契約を締結しなければならない。 ■ 雇用主が雇用を開始した後一ヶ月にわたって書面による労働契約を締結しておらず、しかし、雇用の日より一年以内に書面による労働契約を締結した場合は、この間の違法期間については、労働者に毎月二倍の給与を支払わなければならない。 ■ 雇用主が雇用を開始した日より、満一年に渡って労働者と書面による労働契約を締結していない場合は、一年に満たない違法期間については、労働者に毎月二倍の給与を支払わなければならない、また雇用主は労働者と期間の定めのない労働契約を締結していると見なされる。
労働契約の必要記載事項	<p>「労働契約法」は「労働法」の関連規定につき調整を行い、労働契約には下記の条項を記載するように要求している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 雇用主の名称、住所と法定代表人または主要な責任者。 ■ 労働者の氏名、住所と住民身分証明書またはその他有効な身分証明文書の番号。 ■ 労働契約の期間。 ■ 業務の内容と勤務場所。 ■ 勤務時間と休息休暇。 ■ 労働報酬、社会保険。 ■ 労働保護、労働条件と職業上の危害防止。 ■ 法律、法規が労働契約に含めることを規定するその他の事項。

<p>劳动合同的期限</p>	<p>《劳动合同法》在《劳动法》的基础上，增加了以下规定：</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 除用人单位维持或者提高劳动合同约定条件续订劳动合同，劳动者不同意续订的情形外，在固定期限劳动合同期满终止时，用人单位应当依法向劳动者支付经济补偿金。 ■ 具有以下情形之一的，如果劳动者提出或者同意续订、订立劳动合同，除劳动者提出订立固定期限劳动合同外，应当订立无固定期限劳动合同： <ul style="list-style-type: none"> - 劳动者在该用人单位连续工作满十年的； - 用人单位初次实行劳动合同制度或者国有企业改制重新订立劳动合同时，劳动者在该用人单位连续工作满十年且距法定退休年龄不足十年的； - 连续订立二次固定期限劳动合同，且劳动者没有《劳动合同法》第三十九条和第四十条第一项、第二项规定的情形，续订劳动合同的。
<p>劳动合同约定的试用期</p>	<p>《劳动合同法》在《劳动法》的基础上，增加了以下规定：</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 试用期的长短： <ul style="list-style-type: none"> - 劳动合同期限三个月以上不满一年的，试用期不得超过一个月； - 劳动合同期限一年以上不满三年的，试用期不得超过二个月； - 三年以上固定期限和无固定期限的劳动合同，试用期不得超过六个月； - 以完成一定工作任务为期限的劳动合同或者劳动合同期限不满三个月的，不得约定试用期； - 同一用人单位与同一劳动者只能约定一次试用期。 ■ 劳动者在试用期的工资不得低于本单位同岗位最低档工资或者劳动合同约定工资的百分之八十，且不得低于用人单位所在地的最低工资标准。 ■ 在试用期中，除劳动者有《劳动合同法》第三十九条和第四十条第一项、第二项规定的情形外，用人单位不得解除劳动合同。

<p>労働契約の期間</p>	<p>「労働契約法」は「労働法」の基礎の上、下記の規定を追加した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 雇用主が労働契約が約定する条件を維持または引き上げて労働契約を更新しようとしたが、労働者が更新に同意しないときを除いて、期限の定めのある労働契約が期間満了により終了したときは、（雇用主は）法に基づき労働者に経済補償金を支払わなければならない。 ■ 下記の状況のいずれかに該当する場合において、労働者が労働契約の更新・締結を申し入れまたは承諾するときは、労働者が期限の定めのある労働契約の締結を求める場合を除き、期限の定めのない労働契約を締結しなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> - 労働者が当該企業において満十年連続して勤務している場合。 - 雇用主がはじめて労働契約制度を実行する、または国有企業が制度変更のため新たに労働契約を締結する場合において、労働者が本雇用主のもとで満十年連続して勤務しており、且つ法に定める定年の年齢まで十年に足りない場合。 - 期限の定めのある労働契約を連続して二回締結しており、且つ労働者に「労働契約法」第三十九条と第四十条第（一）号、第（二）号に定める状況が認められず、労働契約を更新する場合。
<p>労働契約が約定する試用期間</p>	<p>「労働契約法」は「労働法」の基礎の上に、下記の規定を追加している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 試用期間の長さ <ul style="list-style-type: none"> - 労働契約の期限が三ヶ月以上一年未満のときは、試用期間は一ヶ月を超えてはならない。 - 労働契約が一年以上三年未満のときは、試用期間は二ヶ月を超えてはならない。 - 三年以上の期間の定めのある労働契約または期間の定めのない労働契約のときは、試用期間は六ヶ月を超えてはならない。 - 特定の作業任務を完了するまでを期間とする労働契約または労働契約の期限が三ヶ月未満のときは、試用期間を約定してはならない。 - 同一の雇用主は同一の労働者と一度だけしか試用期間を約定することができない。 ■ 労働者の試用期間中の給与は、本組織の同様の職場・職位の最低レベル給与、または労働契約に約定する給与の80%を下回ってはならず、且つ雇用主の所在地の最低給与基準を下回ってはならない。 ■ 使用期間中は、労働者に「労働契約法」第三十九条と第四十条第（一）号、第（二）号に規定する状況が認められると

劳动合同约定的违约金	<p>《劳动合同法》调整了《劳动法》的相关规定：</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 除以下情形下，用人单位不得约定由劳动者承担违约金： <ul style="list-style-type: none"> - 在培训服务期约定中约定违约金； - 在竞业限制约定中约定违约金。 ■ 对于约定由用人单位承担的违约金，没有作出禁止性规定。
劳动合同的履行和变更	<p>《劳动合同法》在《劳动法》的基础上，增加了以下规定：</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 用人单位变更名称、法定代表人、主要负责人或者投资人等，以及用人单位发生合并或者分立等，应从形式上变更劳动合同；没有变更的，应按原劳动合同继续履行。 ■ 用人单位与劳动者协商一致，可以变更劳动合同约定的内容。变更劳动合同，应当采用书面形式。
劳动合同的解除	<p>《劳动合同法》调整了《劳动法》的相关规定：</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 调整：用人单位以暴力、威胁或者非法限制人身自由的手段强迫劳动者劳动的，或者用人单位违章指挥、强令冒险作业危及劳动者人身安全的，劳动者可以立即解除劳动合同，不需事先告知用人单位。 ■ 补充劳动者可以随时通知用人单位解除劳动合同的情形： <ul style="list-style-type: none"> - 用人单位未按照劳动合同约定提供劳动保护的； - 用人单位未依法为劳动者缴纳社会保险费的； - 用人单位的规章制度违反法律、法规的规定，损害劳动者权益的； - 用人单位因《劳动合同法》第二十六条第一款规定的情形致使劳动合同无效的； - 法律、行政法规规定劳动者可以解除劳动合同的其他情形。 ■ 调整：劳动者在试用期内可以提前三日，通知用人单位解除劳动合同。 ■ 补充用人单位可以随时通知劳动者解除劳动合同的情形： <ul style="list-style-type: none"> - 劳动者同时与其他用人单位建立劳动关系，对完成本单位的工作任务造成严重影响，或者经用人单位提出，拒不改正的； - 因《劳动合同法》第二十六条第

	<p>きを除き、雇用主は労働契約を解除してはならない。</p>
労働契約が約する違約金	<p>「労働契約法」は「労働法」の関連規定につき調整を行なった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 下記の状況を除いて、雇用主は労働者に違約金を負わせることを約定してはならない。 <ul style="list-style-type: none"> - (企業の出資による)研修後のサービス(勤続義務)期間の約定の中に違約金を約定する。 - 競業制限の約定中に違約金を約定する。 ■ 雇用主が違約金を負担する約定については、これを禁止する旨の規定はしていない。
労働契約の履行と変更	<p>「労働契約法」は「労働法」の基礎の上に、下記の規定を追加した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 雇用主がその名称、法定代表人、主要な責任者または投資者などを変更した場合、および雇用主に合併または分割などが発生したときは、形式面から労働契約を変更しなければならず、変更をしていないときは、元の労働契約を継続して履行する。 ■ 雇用主と労働者は協議のうえ合意することで、労働契約の約定内容を変更することができる。労働契約の変更は、書面により行わなければならない。
労働契約の解除	<p>「労働契約法」は「労働法」の関連規定につき調整を行なった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 調整：雇用主が暴力、威嚇もしくは身体の自由を不法に拘束する手段により労働者に労働を強制した場合、または、雇用主が規則に違反した指揮または危険を冒す作業を強制的に命じることにより労働者の身体の安全を脅かした場合、労働者は直ちに労働契約を解除することができ、雇用主に事前に告知する必要はない。 ■ 労働者がいつでも雇用主に通知し労働契約を解除することができる状況を補充した。 <ul style="list-style-type: none"> - 労働契約の約定に基づき労働保護または労働条件を提供していない。 - 法に従い労働者のために社会保険料を納付していない。 - 雇用主の規則制度が法律、行政法規の規定に違反し、労働者の権益を損なった。 - 「労働契約法」第二十六条第一項に定める状況により労働契約が無効となった。 - 法律、行政法規に定める労働者が労働契約を解除できるその他の状況。 ■ 調整：労働者は使用期間中、三日前に通知することにより労働契約を解除することができる。

	<p>一款第一项规定的情形,致使劳动合同无效的。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 调整:用人单位按《劳动法》规定可以提前三十日以书面形式通知劳动者解除劳动合同的,既可以提前三十日以书面形式通知劳动者本人,也可以额外支付劳动者一个月工资后解除劳动合同。 ■ 补充用人单位可以裁减人员的法定情形: <ul style="list-style-type: none"> - 企业转产、重大技术革新或者经营方式调整,经变更劳动合同后,仍需裁减人员的; - 其他因劳动合同订立时所依据的客观经济情况发生重大变化,致使劳动合同无法履行的。 ■ 补充用人单位不得解除与劳动者劳动合同的情形:劳动者在本单位连续工作满十五年,且距法定退休年龄不足五年的。
<p>劳动合同的终止</p>	<p>《劳动合同法》调整了《劳动法》的相关规定:</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 取消了劳动合同的约定终止,规定劳动合同只能因法定情形出现而终止。 ■ 增加了劳动合同法定终止的情形: <ul style="list-style-type: none"> - 劳动者开始依法享受基本养老保险待遇的; - 劳动者死亡,或者被人民法院宣告死亡或者宣告失踪的; - 用人单位被依法宣告破产的; - 用人单位被吊销营业执照、责令关闭、撤销或者用人单位决定提前解散的; - 法律、行政法规规定的其他情形。 ■ 补充用人单位不得与劳动者终止劳动合同的情形:劳动者在本单位连续工作满十五年,且距法定退休年龄不足五年的。

	<ul style="list-style-type: none"> ■ 雇用主がいつでも労働者に通知し労働契約を解除できる状況について補充した。 <ul style="list-style-type: none"> - 労働者が同時に他の雇用主と労働関係を築き、本組織の業務任務の完成に深刻な影響をもたらし、または雇用主が指摘をしても是正しなかった場合。 - 「労働契約法」第二十六条第一項第(一)号に定める状況により労働契約が無効となった場合。 ■ 調整:雇用主が「労働法」の規定により三十日前に労働者に書面の通知をすることで労働契約を解除することができるものについては、三十日前に労働者に書面にて通知することもできるし、別途一ヶ月分の給与を支給したのち労働契約を解除することもできる。 ■ 雇用主が人員削減を行うことのできる状況を補充した。 <ul style="list-style-type: none"> - 企業が生産内容の変更、重大な技術革新または経営方法の調整を行い、労働契約を変更した後も、依然として人員を削減する必要がある場合。 - その他労働契約を締結した際に根拠となった客観的経済状況に重大な変化が生じ、労働契約が履行できない場合。 ■ 雇用主が労働者との労働契約を解除することができない状況につき補充した。労働者が本組織において満十年勤続し、且つ法定の定年年齢まで五年に足らない場合。
<p>労働契約の終了</p>	<p>「労働契約法」は「労働法」の関連規定につき調整を行なった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 労働契約の約定による終了を廃止し、労働契約は法に定める状況の発生によってのみ終了することを規定した。 ■ 労働契約を終了させる法定の状況につき追加した。 <ul style="list-style-type: none"> - 労働者が法に基づき基本養老保険の待遇を受け始めた場合。 - 労働者が死亡したまたは裁判所より死亡または失踪の宣告をされた場合。 - 雇用主が法に基づき破産を言い渡された場合。 - 雇用主が営業許可証の抹消されたか、もしくは閉鎖、取り消しを命じられ、または雇用主が繰り上げ解散を決定した場合。 - 法律、行政法規に定める他の状況。 ■ 雇用主が労働者との労働契約を終了してはならない状況について補充した。労働者が本組織にて十五年以上勤続し、且つ法定の定年年齢まで五年に足らない場合。

解除和终止劳动合同的经济补偿	<p>《劳动合同法》在《劳动法》及相关规定的基础上，增加了以下规定：</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 劳动合同因以下情形而终止时，用人单位也应当依法支付经济补偿： <ul style="list-style-type: none"> - 劳动者依照《劳动合同法》第三十八条规定因用人单位违法行为解除劳动合同的； - 除用人单位维持或者提高劳动合同约定条件续订劳动合同，劳动者不同意续订的情况外，固定期限劳动合同期满终止的； - 因用人单位被依法宣告破产，或者用人单位被吊销营业执照、责令关闭、撤销或者用人单位决定提前解散，而终止劳动合同的。 ■ 向高收入劳动者支付经济补偿的限额。劳动者月工资高于用人单位所在直辖市、设区的市级人民政府公布的上年度职工月平均工资三倍的，向其支付经济补偿的标准按职工月平均工资三倍的数额支付，向其支付经济补偿的年限最高不超过十二年。 	労働契約を解除および終了する際の経済補償金	<p>「労働契約法」は「労働法」および関連規定の基礎の上に、下記の規定を追加した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 労働契約が下記の状況により終了するときは、雇用主は法に基づき経済保障金を支払わなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> - 労働者が「労働契約法」第三十八条に規定する雇用主の違法行為のため労働契約を解除する場合。 - 雇用主が労働契約に約定する条件を維持または引き上げて労働契約を更新しようとしたが、労働者が更新に同意しないときを除いて、期間の定めのある労働契約が期間満了により終了した場合。 - 雇用主が法に基づき破産宣告を受けた、または雇用主の営業ライセンスが抹消されたか若しくは閉鎖、取り消しを命じられた、または雇用主が繰り上げ解散を決定したため、労働契約が終了した場合。 ■ 高収入労働者に支払う経済補償金の限度額。労働者の月給が雇用主の所在する直辖市、区を設ける市レベルの人民政府が発表する本地域の前年度の就業者平均月給の三倍を上回る場合、この者に支給する経済補償金の基準は、就業者平均月給の三倍とし、この者に支払う経済補償金の最長年数は十二年を超えないものとする。
集体合同	<p>《劳动合同法》在《劳动法》及相关规定的基础上，增加了以下规定：</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 在县级以下区域内，建筑业、采矿业、餐饮服务业等行业可以由工会与企业方面代表订立行业性集体合同，或者订立区域性集体合同。行业性、区域性集体合同对当地本行业、本区域的用人单位和劳动者具有约束力。 ■ 因履行集体合同发生争议，经协商解决不成的，工会可以依法申请仲裁、提起诉讼。 	集团契約	<p>「労働契約法」は「労働法」の基礎の上に、下記の規定を追加した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 県レベル以下の区域内の、建築業、鉱業、飲食サービス業などの業界は、労働組合と企業側の代表により業界集団契約または区域性集団契約を締結することができる。業界集団契約、区域性集団契約は当地の当該業界、当該区域の雇用主と労働者に対し拘束力を有する。 ■ 集団契約の履行につき争議が発生し、協議によっても解決を見ないときは、労働組合は法に基づき仲裁を申し立て、訴訟を提起することができる。
劳务派遣	<p>《劳动合同法》对此进行了规范：</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 劳务派遣单位应当与被派遣劳动者订立二年以上的固定期限劳动合同，按月支付劳动报酬。 ■ 用工单位应当根据工作岗位的实际需要与劳务派遣单位确定派遣期限，不得将连续用工期限分割订立数个短期劳务派遣协议。 ■ 规定劳务派遣单位跨地区派遣劳动者的，被派遣劳动者享有的劳动报酬和劳动条件，按照用工单位所在地的标准执行；被派遣劳动者享有与用工单位的劳动者同工同酬的权利；被派遣劳动者有权在劳务派遣单位或者用工单位依法参加或者组织工会，维护自身的合法权益。 	劳务派遣	<p>「労働契約法」は下記の事項につき規範化を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 劳务派遣企業は派遣される労働者と二年以上の期間の定めのある労働契約を締結し、月毎に労働報酬を支給しなければならない。 ■ 労働使用企業は職場・職位の実際の必要に応じて、劳务派遣企業と派遣期間を確定し、連続して使用する期間をいくつかの短期劳务派遣契約に分割して締結してはならない。 ■ 劳务派遣企業が地区を越えて労働者を派遣するときは、派遣される労働者の労働報酬と労働条件は労働使用企業の所在地の基準に従う。派遣される労働者は労働使用企業の労働者と同様の

	<ul style="list-style-type: none"> ■ 劳务派遣一般在临时性、辅助性或者替代性的工作岗位上实施。 ■ 在被派遣劳动者合法权益受到侵害时，用工单位与劳务派遣单位承担连带赔偿责任。
非全日制用工	<p>《劳动合同法》在相关规定的基础上，增加了以下规定：</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 非全日制用工双方当事人可以订立口头协议。 ■ 非全日制用工双方当事人不得约定试用期。 ■ 双方当事人任何一方都可以随时通知对方终止用工；终止用工，用人单位不向劳动者支付经济补偿。 ■ 非全日制用工不得低于用人单位所在地人民政府规定的最低小时工资标准。 ■ 非全日制用工劳动报酬结算周期最长不得超过十五日。

备注：

查看《〈中华人民共和国劳动合同法〉宣传提纲》全文，请点击以下网址：

<http://www.npc.gov.cn/zgrdw/common/zw.jsp?label=WxzLk&id=368517&pdm=1503>

（里兆律师事务所 2007 年 07 月 13 日整理编写）

	<p>作業につき、同等の報酬を得る権利を有する。派遣される労働者は劳务派遣企業または労働使用企業において法に基づき労働組合に参加またはこれを組織し、自身の合法的權益を守る権利を有する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 劳务派遣は一般に臨時性、補助性または代替性の職場・職位について実施される。 ■ 派遣される労働者の合法的權益が侵害されたときは、労働使用企業と劳务派遣企業は連帯賠償責任を負う。
非全日制的雇用	<p>「労働契約法」は関連規定の基礎の上に、下記の規定を追加した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 非全日制による雇用は双方当事者の口頭契約によっても締結できる。 ■ 非全日制による雇用の双方当事者は試用期間を約定することはできない。 ■ 双方当事者のいずれの一方も、いつでも相手方に雇用の終了を通知することができる。雇用を終了するにあたって、雇用主は労働者に経済補償金を支払わない。 ■ 非全日制による雇用（の労働報酬）は、雇用主の所在地の人民政府が定める最低時給基準を下回ってはならない。 ■ 非全日制による雇用の労働報酬の決算周期は長くとも十五日を越えてはならない。

備考：

「『中華人民共和國勞動契約法』宣布要綱」の全文を参照するには、下記の URL をクリックしてください。

<http://www.npc.gov.cn/zgrdw/common/zw.jsp?label=WxzLk&id=368517&pdm=1503>

（里兆法律事務所が 2007 年 7 月 13 日付けで作成）